

令和5年度 福島市社会福祉審議会

各専門分科会 活動報告書

- | | | |
|--------------|---|-------|
| ①民生委員審査専門分科会 | … | P 1 |
| ②地域福祉専門分科会 | … | P 3 |
| ③障がい者福祉専門分科会 | … | P 5 |
| ④高齢者福祉専門分科会 | … | P 9 |
| ⑤児童福祉専門分科会 | … | P 1 2 |

令和5年度 福島市社会福祉審議会 民生委員審査専門分科会 活動報告書

分科会名	民生委員審査専門分科会
担当課名	共生社会推進課

【分科会開催内容】

開催日	出席委員数 ／総委員数 ※書面開催の 場合は資料送 付委員数	書面開催 ※書面開 催の場合 は○を記 入	活動内容
R5.6.28	7/7	○	【内容】 民生委員・児童委員候補者1名の適否について審査 【結果】 適任であると答申
R5.9.21	7/7	○	【内容】 民生委員・児童委員候補者1名の適否について審査 【結果】 適任であると答申
R6.2.29 (予定)	6/7		【内容】 令和5年度の民生委員・児童委員の推薦状況について

【次年度の開催予定】

開催予定月	開催内容（予定）
未定	民生委員・児童委員の欠員補充に伴い、適宜分科会を開催する

【特記事項】

【民生委員・児童委員 充足率】 市 97.5%（R6.2.7現在） ○定数 594人、○委嘱数 579人 国 93.7% ○定数 240,547人、○委嘱数 225,356人
--

民生委員協議会の定数と地域 (R6.2.7)

民生委員協議会	民生児童委員定数	主任児童委員定数	民生児童委員実数	主任児童委員実数	民生児童委員欠員	主任児童委員欠員	地 域
第 一	11	2	11	1		1	大町・中町・置賜町・栄町・早稲町・上町・杉妻町・本町・北町・舟場町・荒町及び五月町
第 二	18	2	18	2			新町・宮町・仲間町・新浜町・松木町・浜田町・五老内町・北五老内町・豊田町・上浜町・花園町・腰浜町・桜木町の一部・霞町の一部
第 三	20	2	16	1	4	1	東浜町・堀河町・八島町・松浪町・入江町・旭町・山下町・春日町・五十辺・霞町(第二方部所属の区域を除く)・松山町・桜木町(第二方部所属の区域を除く)
第 四	15	2	15	2			御山町・森合町・曾根田町・天神町・宮下町・万世町・陣場町・信夫山
第 五	7	2	7	2			清明町・御倉町・柳町・矢剣町・南町
第 六	24	2	23	2	1		太田町・三河南町・三河北町・須川町・野田町(谷地・上谷地・高野・上高野を除く)・東中央一丁目・南中央一丁目の一部・南中央四丁目の一部
渡 利	28	2	28	2			渡利・小倉寺・南向台
杉 妻	21	2	21	2			郷野目・鳥谷野・太平寺・黒岩・伏拝
蓬 萊	20	2	20	2			蓬萊町・田沢・清水町
清 水	58	3	57	3	1		森合・泉・御山・南沢又・北沢又・野田町の一部(谷地・上谷地・高野・上高野)
東 部	19	2	19	2			岡部・山口・岡島・本内の一部・鎌田の一部
鎌 田	17	2	17	2			本内・丸子・鎌田
瀬 上	12	2	12	2			瀬上町
余 目	21	2	21	2			宮代・下飯坂・沖高・北矢野目・南矢野目
笹 谷	19	2	19	2			笹谷
大 笹 生	7	2	4	2	3		大笹生(中沢・中沢西・中道・釜平を除く)
吉 井 田	17	2	17	2			方木田・吉倉・八木田・仁井田
西	15	2	15	2			佐倉下・上名倉・佐原・荒井
土 湯	3	2	3	1		1	土湯温泉町
大 波	4	2	4	2			大波
立 子 山	6	2	6	1		1	立子山
飯 坂	56	3	56	3			飯坂町・湯野・中野・平野・東湯野・茂庭・大笹生の一部(中沢・中沢西・中道・釜平)
松 川	28	2	28	2			松川町・関谷・浅川・金沢・水原・沼袋・下川崎・光ヶ丘
信 夫	39	2	38	2	1		永井川・大森・成川・下鳥渡・上鳥渡・山田・小田・平石
吾 妻	39	2	38	2	1		八島田・笹木野・上野寺・下野寺・町庭坂・在庭坂・二子塚・桜本・李平・庄野・土船・東中央・西中央・南中央・北中央
飯 野	16	2	16	2			飯野町・飯野町青木・飯野町大久保及び飯野町明治
計	540	54	529	50	11	4	

令和5年度 福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 活動報告書

分科会名	地域福祉専門分科会
担当課名	共生社会推進課

【分科会開催内容】

開催日	出席委員数 ／総委員数 ※書面開催の 場合は資料送 付委員数	書面開催 ※書面開 催の場合 は○を記 入	活動内容
1月31日	8/10	—	【内容】 (1)福島市地域福祉計画2021の推進について ①現計画（計画期間：令和3～7年度）について 地域共生社会の実現と地域福祉の推進を目的に、社会福祉法に基づき策定（※令和6年度より次期計画の策定作業開始） ②計画の位置づけについて 健康福祉部門の最上位計画で、各福祉分野の個別計画や社会福祉協議会策定の地域福祉活動計画等と連携し具体的施策を展開 ③計画の推進体制について 庁内組織や当分科会において、進行管理・点検・評価を実施 (2)福島市地域福祉計画2021の進行管理及び評価等について ①進行管理について ・各年度 評価指標に基づく前年度の進行状況確認と簡易評価 ・令和6年度 中間評価、次期計画策定（アンケート調査等） ・令和7年度 次期計画策定 ②評価指標について 評価指標に基づき令和4年度の進行状況確認と簡易評価実施 ③評価方法及び評価結果について（案） ・評価方法 市総合計画の方法に準拠。中間（目標）値及び目標値に対する達成率をA～Dの評価区分で可視化 ・評価結果 本計画が短期計画のため次期計画へフォローアップ (3)福島市地域福祉計画2021の重点事業について 本計画の重点事業について各担当課より状況を報告 【結果】 ・本計画における簡易的な評価手法の導入と、評価結果の次期計画への反映について協議し承認を得た。 ・令和4年度の個別事業及び重点事業の実施状況と評価結果を報告 ・各委員より福祉事業全般について意見・提案等を聴取した。

【次年度の開催予定】

開催予定月	開催内容（予定）
未定 （年4～5回程度 開催予定）	・委員改選 ・地域福祉計画2021の令和5年度評価及び中間評価 ・次期計画策定に向けたアンケート調査の実施 ・次期計画の策定スケジュール、策定方針の協議

【特記事項】

--

『福島市地域福祉計画2021』の概要

基本理念	みんなでつくろう 共生社会の新ステージ ふくしま	
計画推進の考え方	1. 自助を基礎とした自助・共助・公助による取り組み	
	2. 市民との共創による取り組み	
	3. 他の計画との連携による実効性のある計画としての取り組み	

★「福島市地域福祉計画2021」が担う役割

1. 共生社会の新ステージに向けたスタートとなる計画

2. 一人ひとりが人権と個性を尊重し合い、共に支え合い、すべての人が安全で安心して暮らせる共生社会を実現するための計画

3. 持続可能な社会づくりを進めるため、市民自らが担い手として地域運営に主体的に関わることを重視した計画

4. 計画期間の開始年である2021年が東日本大震災から10年の節目を迎えることから、これまでの取り組みを活かしつつ、地域の支え合いを一層深め、強化する計画

5. 高齢者、障がい者、子ども、子育て家庭などを含め、さまざまな課題について包括的に支援を行う体制の構築を推進する計画

6. 市の各分野の計画と連携を図るとともに、福島市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と連携を図ることなどにより、実効性のある計画

7. 団塊の世代が75歳(後期高齢者)となる2025年問題に向かって実施する施策の総仕上げに取り組む計画

8. 団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年問題を見据え、担い手としての現役世代の減少に伴う諸課題に対応する計画

基本目標		基本方針	施策の展開	重点事業	福島市ならではの事業(例)
1. 地域における支え合いの促進 《主要な課題》 ① 地域のつながりの希薄化 ② 地域福祉活動の基盤の弱体化 ③ 困りごとの複雑化・多様化 ④ 困りごとの相談先がわからない	2. 誰にでもやさしいまちづくりの推進 《主要な課題》 ① 地域の交通手段の確保 ② さまざまな災害などへの対応 ③ 誰にでもやさしいまちづくり	(1)地域活動の促進	① 地域活動への参加促進 ② 担い手の発掘・育成 ③ 見守り支援体制の構築	● サロン活動支援事業 ● 地域介護予防防活動支援事業 ● 健都ふくしま創造事業の推進	・サロン、いきいき ももりん体操、認知症カフェ、子ども食堂など ・健都ふくしま創造事業 ・不動産団体との町内会加入促進に関する協定締結 ・地域見守りネットワーク事業 ・ふれあい訪問収集 など
		(2)地域交流の促進	④ ふれあいの場づくり		
		(3)健康づくりの推進	⑤ 健都ふくしま創造事業の推進	⑥ バリアフリー推進パッケージの取り組み ⑦ 地域の移動手段の確保 ⑧ 多文化共生の推進 ⑨ 災害に強い地域づくり ⑩ 防犯・再犯防止に向けた取り組み	・バリアフリー推進パッケージ ・障がいがある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市条例に基づく各種事業 ・先導的共生社会ホストタウン認定に基づく各種事業 ・多文化共生のまち福島推進指針に基づく各種事業 ・バリアフリーマスタープランに基づく各種事業・手話言語条例に基づく各種事業 ・待機児童対策推進パッケージ ・災害時要援護者登録制度 ・子ども・高齢者・障がい者・生活困窮者の支援の充実
3. 包括的な相談体制とサービス提供体制の構築 《主要な課題》 ① 包括的支援体制の充実		(1)いのちの擁護の推進	⑪ 子育ての支援 ⑫ 高齢者の支援 ⑬ 障がい者の支援 ⑭ 生活困窮者の支援		・地域包括支援センター ・高齢者虐待防止連絡会議 ・子ども家庭総合支援拠点 ・子育て世代包括支援センター ・要保護児童対策地域協議会 ・ふくしま基幹相談支援センター ・ふくしま障害者虐待防止センター ・生活困窮者自立相談支援事業 ・権利擁護センター ・包括的支援体制の充実(重層的支援体制整備事業) など
		(2)関係機関との連携体制の強化	⑮ 自殺防止対策の推進 ⑯ 日常生活自立支援の推進 ⑰ 成年後見制度の利用支援 ⑱ 虐待防止ネットワークの充実 ⑲ ボランティアとの連携 ⑳ 社会福祉団体・福祉サービス事業者等との連携 ㉑ 民生委員・児童委員・主任児童委員との連携	● 包括的な相談・支援体制の充実 (重層的支援体制整備事業)	
		(3)福祉サービスの適正な提供	㉒ 包括的支援体制の整備 ㉓ 適正な情報の発信と提供 ㉔ 福祉サービスの質の向上 ㉕ 地域と行政のネットワークの強化 ㉖ 地域包括ケアシステム構築の推進		

令和5年度 福島市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会 活動報告書

分科会名	障がい者福祉専門分科会
担当課名	障がい福祉課

【分科会開催内容】

開催日	出席委員数 ／総委員数 ※書面開催の 場合は資料送 付委員数	書面開催 ※書面開 催の場合 は○を記 入	活動内容
5.5.26	11/15		【主な協議内容】 ・障がい者計画の策定について ・令和5年度福島市いきいき共生推進員会専門部会の活動計画（案）について ・日中活動サービス事業所と同一敷地内におけるグループホームの併設に関する本市の取扱いについて ・重度障がい者用日常生活用具の給付対象品目の追加について ・計画相談支援推進事業及び地域生活支援拠点事業の実績について 【結果】 ・「第3次障がい者計画（概要）」についてほか、協議事項について承認を得る。 ・計画相談支援推進事業及び地域生活支援拠点事業の実績について報告を行う。
5.8.25	11/15		【主な協議内容】 ・新福島市障がい者計画（後期計画）の実施状況（令和4年度分）及び第3次福島市障がい者計画の策定について ・第7期福島市障がい福祉計画・第3期福島市障がい児福祉計画の策定について ・障がい者とその家族の相談体制について 【結果】 ・「第3次障がい者計画（素案）」及び「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（概要）」について承認を得る。 ・障がい者とその家族の相談体制について報告を行う。
5.11.7	14/15		【主な協議内容】 ・第3次福島市障がい者計画の策定について ・第7期福島市障がい福祉計画・第3期福島市障がい児福祉計画の策定について ・「障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例」の見直しについて ・個別避難支援プランの策定状況および今後の予定について 【結果】 ・「第3次障がい者計画（素案）」及び「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（素案）」及び標記条例の見直し案について承認を得る。 ・個別避難支援プランの策定状況および今後の予定について報告を行う。
6.2.9	12/15		【主な協議内容】 ・第3次福島市障がい者計画の策定について ・令和6年度の障害福祉サービス事業所等の指定について 【結果】 ・第3次障がい者計画パブリック・コメント意見に対する考え方について承認を得る。 ・令和6年度の障害福祉サービス事業所等の指定について報告を行う。

【次年度の開催予定】

開催予定月	開催内容（予定）
令和6年5月	年間活動計画及び各専門分科会の活動内容について
未定	今期障がい者計画及び、障がい者福祉計画・障がい児福祉計画の実施状況について

【特記事項】

--

「第3次福島市障がい者計画（原案）」の概要

1 計画策定の趣旨

本計画は、「障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例」（以下、「条例」という）の基本理念である「共生社会の実現」にむけた施策を推進するものです。

また、これまで実施してきた施策の成果や課題等を踏まえつつ、地域の実情や障がいのある方を取り巻く社会情勢の変化等に対応していくため、市の障がい福祉施策の基本指針として策定いたします。

2 計画の性格と期間

本計画は、条例第12条に基づき、障がいのある方のための施策に関する基本的な計画として策定するものであるとともに、「福島市総合計画」における障がい者に関わる部門の計画に位置付けられるものです。

また、障害者基本法第11条第3項における「市町村障害者計画」としても作成します。このため、計画の策定にあたり、国の「障害者基本計画」及び福島県障がい者計画を基本とするとともに、本市における実情等を踏まえ、「福島市総合計画」、「福島市地域福祉計画」など、他の計画との整合性を図ります。

計画の期間は令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

3 計画の基本的な考え方

本計画は、社会基盤の整備や福祉の充実など社会環境の変革により、障がいのある方とともに生きる社会を目指す「ノーマライゼーション」、すべての人のためのデザインを目指す「ユニバーサルデザイン」の理念を継承しながら、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら、安全で安心して暮らせる共生社会の実現を基本理念とします。

また、障がいのある方が自立と社会参加を目指し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援します。そのため、心のバリアフリーの啓発活動の推進及び合理的配慮に基づき、障がいのある方の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、障がい者施策の基本的な方針を定めるものとします。

このような考え方を基本として、本計画では 5つの大きな目標を掲げ各分野にわたる施策を計画的に推進し、「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」を目指します。

○基本理念

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

○基本目標

- 1 地域生活の支援
- 2 社会参加と自立した生活を送るための支援
- 3 活躍できる社会づくり
- 4 デジタル活用による共生社会づくり
- 5 安全・安心で差別のない社会づくり

4 改訂の要点

(1) 計画期間

現行計画「新障がい者計画」の計画期間は10年間であり、5年後に見直し、後期計画（H31～H35）を策定するスケジュールとなっていました。次期計画以降は、目まぐるしい社会情勢の変化へ対応すべく、計画期間を5年間に変更します。

(2) 施策の体系

①基本目標

1) 地域生活の支援

現行計画と同様

2) 社会参加と自立した生活を送るための支援

現行計画の基本目標「自立と社会参加を支援します」から変更

3) 活躍できる社会づくり

「心のバリアフリー」に関する目標として新規に設定

4) デジタル活用による共生社会づくり

情報アクセシビリティ・コミュニケーションの向上にむけた取り組みに関する目標として新規に設定

5) 安全・安心で差別のない社会づくり

防災・防犯対策を推進するとともに、合理的な配慮の提供に関する目標として、現行計画の基本目標「安全で安心して暮らせる環境づくりを推進します」から変更

②障がい児に対する切れ目のない支援に取り組むとともに、医療的ケア児等支援の充実を図るため、関連する施策を拡充

③障がいのある方の情報格差の解消を図るため、関連する施策を拡充

（令和4年「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行）

④福祉のまちづくりの推進として、「ハード面」のほか、「ソフト面」や「行政のデジタル化」によるまちづくりの施策を追加

(3) 社会情勢の変化等への対応（課題） 新設項目

目まぐるしく変化する社会情勢に対応すべく、現況とその課題を明記することで、本市が今後取り組まなければならない障がい福祉分野における課題を明確にしました。

- ① 多様性を尊重する視点を取り入れた地域社会の形成
- ② 市民との共創によるまちづくりの推進
- ③ 障がいのある方の地域での相談窓口の再編
- ④ 児童発達支援センターを中心とした地域の障がい児支援体制の構築
- ⑤ 医療的ケア児等への支援の充実
- ⑥ 包括的相談体制の整備
- ⑦ 情報アクセシビリティ・コミュニケーションの向上に向けた取り組み
- ⑧ 災害発生時における支援体制の確保
- ⑨ ポストコロナ社会にむけた感染症対策
- ⑩ SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた計画の推進
- ⑪ ユニバーサルツーリズムの推進

5 第3次福島市障がい者計画 施策の体系

基本理念： 障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

基本目標	分野別課題	施策の基本方針	施策の方向
地域生活の支援	第1章 生活支援	1 障害福祉サービスの充実	(1) 障害福祉サービスの充実 (2) サービスの質の向上
		2 相談支援体制の構築	(1) 包括的支援体制の整備 (2) 相談支援体制の充実・強化 (3) 障がいのある方による相談活動の推進
		3 地域生活移行の促進・定着	(1) 生活の場の確保 (2) 地域生活への移行促進
	第2章 保健・医療・福祉	1 保健・医療・福祉体制の充実	(1) 障がいのある方に対する適切な保健・医療・福祉サービスの充実 (2) 難病などの相談・支援 (3) 精神保健福祉の推進 (4) 自殺対策の推進
		1 療育体制の整備	(1) 未就学児（乳幼児期）への療育支援の充実 (2) 就学児（学齢期）への療育支援の充実 (3) 医療的ケア児等支援の充実
	第3章 障がい児に対する切れ目のない支援	2 障がい児とその家族への支援	(1) 親子の健やかな成長への支援 (2) 乳幼児期における障がい児保育・教育の充実 (3) 学校教育の充実
社会参加と自立した生活を送るための支援	第4章 文化芸術・スポーツ活動の振興と社会参加の促進	1 障がいのある方の文化芸術活動への参加	(1) 文化芸術活動の充実
		2 障がい者スポーツの普及	(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実 (2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたスポーツ活動の支援
		3 社会参加活動の充実	(1) 生涯学習の充実 (2) ボランティア活動の支援 (3) 社会参加促進に向けた様々な取り組み
	第5章 雇用・就業、経済的自立の支援	1 障がい者雇用の促進	(1) 雇用の促進と安定
		2 福祉的就労の充実	(1) 経済的自立の支援 (2) 就業機会の拡充と就労支援 (3) 職業能力開発支援
活躍できる社会づくり	第6章 生活環境	1 外出、移動しやすい環境整備	(1) 移動支援の充実 (2) 移動環境の整備
		2 福祉のまちづくりの推進	(1) ハード面における福祉のまちづくりの推進 (2) ソフト面における福祉のまちづくりの推進 (3) 行政のデジタル化による福祉のまちづくりの推進
デジタル活用による共生社会づくり	第7章 障がいのある方の情報アクセシビリティ・コミュニケーションの推進	1 障がいのある方の情報利用	(1) 障がい特性に応じた情報アクセシビリティ（利便性）の向上
		2 意思疎通支援の充実	(1) 障がい特性に応じたコミュニケーション支援の充実と推進
安全・安心で差別のない社会づくり	第8章 災害等に対する安全・安心	1 防災対策	(1) 防災対策の充実 (2) 避難行動要支援者登録制度の推進 (3) 福祉避難所の整備
		2 防犯・事故対策	(1) 防犯と安全対策の充実
		3 感染症対策	(1) 感染症対策への対応
	第9章 差別の解消及び権利擁護の推進	1 障がいを理由とする差別解消の推進	(1) 権利擁護と障がいを理由とする差別の解消の推進
		2 障がい者虐待防止	(1) 障がい者虐待防止
		3 障がいへの理解促進	(1) 市民などへの啓発・広報活動の推進 (2) 福祉教育などの推進

令和5年度 福島市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会活動報告書

分科会名	高齢者福祉専門分科会
担当課名	長寿福祉課

【分科会開催内容】

開催日	出席委員数 ／総委員数 ※書面開催の 場合は資料送 付委員数	書面開催 ※書面開催 の場合は○ を記入	活動内容
5月25日	10/12		【内容】 次期福島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定（案）について 【結果】 ・次期福島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係る方針およびスケジュールの報告を行う。
8月30日	9/12		【内容】 福島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案の案）について 【結果】 ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画2021の進捗状況と現状の分析の報告を行う。 ・次期計画高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案の案）について承認を得る。
11月27日	11/12		【内容】 福島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案の案）について 【結果】 ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案の案）の変更点について報告し、承認を得る。 ・パブリック・コメント実施予定スケジュールの報告を行う。
2月13日	10/12		【内容】 福島市高齢者いきいきプラン2024（原案の案）について ・パブリック・コメントの結果 ・原案の案の確認 【結果】 ・福島市高齢者いきいきプラン2024（原案の案）の変更点について報告し、承認を得る。

【次年度の開催予定】

開催予定月	開催内容（予定）
未定	福島市高齢者いきいきプラン2024の進捗状況、評価

【特記事項】

--

「福島市高齢者いきいきプラン 2024」の策定について

1 計画策定の趣旨

団塊の世代が75歳以上となり、本市の高齢者人口がピークを迎える2025（令和7）年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年を見据え、高齢者の福祉施策と介護保険制度の持続可能性の確保や、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムのさらなる深化を目指し、「福島市高齢者いきいきプラン 2024（令和6年度～令和8年度）」を策定します。

また、福島市認知症施策推進計画「福島市オレンジプラン 2024」を包含し、一体的に推進します。

2 計画の位置づけ

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8、介護保険法（平成9年法律123号）第117条に基づく法定計画で、市町村老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定したものです。

3 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

4 基本理念

すべての人が尊ばれ、生きがいを持ち、心豊かに、安心して安全に暮らせる長寿社会の実現

○すべての人が生きがいを持ち、住み慣れた地域で心豊かに安心して安全に暮らせるように、地域全体で助け合い、共に生きてゆける地域社会づくりを目指します。

○高齢者とその家族には、自らの選択のもとに、いつでも安心してサービスが利用できるように、多様なサービス提供体制の整備を目指します。

5 基本目標・成果指標

基本目標 「健康寿命の延伸と地域の支え合いの充実」

成果指標 ①「お達者度」 ②「高齢者や障がい者などへの福祉に対する満足度」

6 基本方針・基本施策

基本方針1 いきいき暮らせるまちふくしまへ

- 1) 運動器機能が低下している高齢者が増加傾向
⇒健脚文化を育み、保健事業と介護予防事業との連動による一体的な健康づくりの取組推進
- 2) 地域活動に関わる高齢者が減少傾向、定年延長などによる就労環境の変化
⇒高齢者の社会参加促進
取組にあたっては、デジタルに親しむ環境づくりを進め、高齢者の社会参加を促進

基本方針2 高齢者を支える地域体制づくり

- 2) 支援を必要とする高齢者の増加、閉じこもりリスクのある高齢者が増加傾向
⇒デジタル技術の活用も視野に入れながら、生活支援・介護予防サービスの体制づくり、地域包括支援センターを軸とした支え合い活動

基本方針3 安心安全に暮らせるまちづくり

- 1) 多発する災害 ⇒要支援者を地域で支え合える体制づくり
- 2) 超高齢化社会における地域公共交通 ⇒高齢者の移動手段確保
- 3) 要介護者数が増加見込み ⇒介護サービスの持続性・人材確保

<主な基本施策>

- 1-1 健康づくり、1-2 生きがいづくり、1-3 デジタル時代の社会参加促進
- 2-1 地域で支え合う体制、それに紐づく地域包括センターの取組
- 2-3 認知症施策（オレンジプラン 2024）、
- 3-1 安心安全に暮らせる環境づくり、それに紐づく災害時の高齢者避難支援
- 3-2 介護サービス基盤整備、3-3 介護保険制度の安定的な運営

7 介護保険事業量の見込みと介護保険料

被保険者と要介護認定者・介護保険サービス整備数・介護保険サービス量・介護保険給付費・地域支援事業の事業費の見込み、介護保険料基準額を算定

令和5年度 福島市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 活動報告書

分科会名	児童福祉専門分科会
担当課名	こども政策課

【分科会開催内容】

開催日	出席委員数 ／総委員数 ※書面開催の 場合は資料送 付委員数	書面開催 ※書面開 催の場合 は○を記 入	活動内容
5.8.4	19/22		【内容】 ①福島市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について （令和4年度実績） ②保育施設待機児童数について ③福島市「市立幼児教育・保育施設のあり方指針」について ④（仮称）もりあい認定こども園整備の概要について ⑤放課後児童クラブの待機児童数について ⑥放課後児童クラブの増設について ⑦福島市こども家庭センター・えがおについて ⑧福島市立幼稚園預かり保育に関する条例の一部改正等 【結果】 ①令和4年度における各事業の実績値について了承 ②～⑧について説明
6.2.27			【内容】 ①令和6年度 教育・保育施設等の利用定員設定について ②病児・病後児保育の開始について ③（仮称）福島市こども計画策定方針について 【結果】

【次年度の開催予定】

開催予定月	開催内容（予定）
5月	（仮）こども計画策定に向けたアンケート調査について
8月	①第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ②待機児童数について ③（仮）こども計画アンケート調査集計状況について
10月	（仮）こども計画の素案について
11月	（仮）こども計画の素案について
2月	①令和7年度度の保育施設等の利用定員について ②（仮）こども計画の原案について

【特記事項】

--

(仮称)福島市子ども計画の概要(案)

1 計画策定の趣旨

本市は、令和3年度に「福島市子どものえがお条例」を制定し、地域の宝であり将来の主人公である子どもたちを大切に、地域全体で子ども・子育てを応援していくことを定めるとともに「子ども・子育て新ステージプラン」に基づき、待機児童対策をはじめとする子ども・子育て支援施策を推進しています。

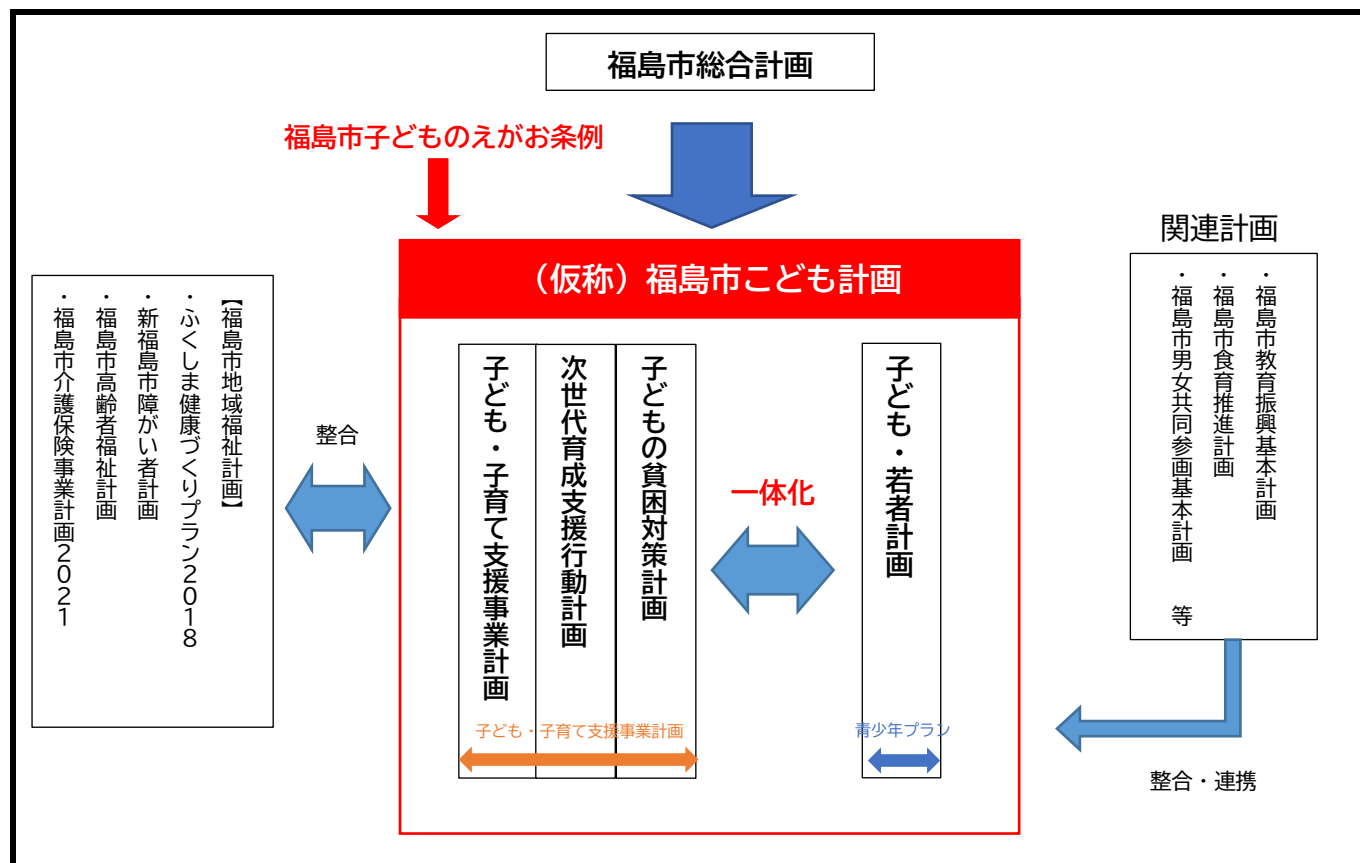
今般、令和6年度が「子ども・子育て新ステージプラン」計画期間の最終年度であることから、新たな子ども・子育て支援計画を策定します。

策定にあたり、これまで実施してきた施策の成果課題等を踏まえつつ、少子化が加速するなか、多様化する子育て世代のニーズや地域の実情に応じ、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援を行い、こどもファーストの社会を目指した計画とします。

【留意点】

- ①福島市子どものえがお条例に基づき、「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定する。また、策定に当たり、令和5年4月に制定された「こども基本法」を勘案した本市の「こども計画」として位置づけた計画として策定を行う。
- ②現計画の「子ども・子育て支援計画」と「青少年プラン」を統合した計画として策定する。

2 計画の位置づけ



3 計画の対象

生まれる前(妊婦)・こども(0歳から概ね18歳まで)及び若者(概ね13歳から30歳まで)とその家族を対象とする。

※ただし、施策によっては40歳未満まで含む

0～5歳(妊婦含む)	6～12歳	13～18歳	19～30歳
乳幼児期	学童期	思春期	青年期
こども			
		若者	

4 計画期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とする。

5 基本理念(案)

こどもファーストのまちづくり ～こども・若者のえがおあふれる福島市～

6 基本目標(イメージ)

I こどもが健やかに成長できる環境づくり

○将来を担うこどもがひとりの人間として尊重され、創造性に富み、豊かな夢を育むことができる環境を創出します。

II 安心して生み育てられる環境づくり

○働き方や家族構成等の多様化によるライフスタイルの変化に対応した切れ目ない支援を行います。

III こどもと子育て家庭を支える教育・保育の環境づくり

○幼児教育・保育施設等、子育て支援や相談体制の充実を図り、質の高いサービスを提供する施策を実施します。

IV 若者が自立し、自らの意思で将来を選択できる環境づくり

○社会を支える若者が夢に向かってチャレンジし、多様な分野で活躍できる仕組みづくりを推進します。

V こども・若者の成長を地域全体で支える環境づくり

○地域資源を生かした子育て環境づくりに取り組むため、教育・保育だけでなく関係機関との連携による、安心で安全な環境を創出します。

7 施策の体系イメージ

基本目標	施策の方向性	主な取組
Ⅰ こどもが健やかに成長できる環境づくり	1 こどもの意見表明・参画の促進	・ こどもの権利に関する学習機会 ・ こどもの意見表明・参加の仕組み・機会の確保
	2 こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援	・ 安心して過ごせる居場所づくり ・ 遊びや体験活動の充実
	3 こどもを守る取組・支援・防止・相談	・ 児童虐待防止対策
		・ 社会的養護を必要とする子どもへの支援
		・ ヤングケアラー支援
		・ 自殺対策、不登校、ひきこもりへの支援
		・ 情報リテラシーの向上
Ⅱ 安心して生み育てられる環境づくり	1 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	・ 妊娠、出産、子育てトータル支援の実施 ・ 子育てに関する相談体制の充実 ・ 仕事と子育てが両立できる環境整備の推進
	2 生活に困窮を抱える子育て家庭への支援	・ 生活困窮家庭への支援 ・ ひとり親家庭への支援
	3 こどもの発達・成長に応じた支援	・ 発達に課題や障害がある子どもへの支援
		・ 特別な支援を要する子どもへの教育の充実
		・ 幼児教育・保育施設の整備と運営事業者の支援
		・ 放課後児童クラブの整備
Ⅲ こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境づくり	1 乳幼児から学童期までの教育・保育施設の整備	・ 就学前の教育・保育の質の向上 ・ 多様な保育・保育サービスの充実
	2 質の高い教育・保育サービスの提供	・ 若者の活動・社会参画の機会の充実 ・ 若者の居場所の充実
	3 若者の課題解決に向けた支援	・ 職業教育と就労支援 ・ 仕事と子育てが両立できる環境整備の推進
Ⅳ 若者が自立し、自らの意思で将来を選択できる環境づくり	1 すべての若者のすこやかな育成支援	・ 子育て関連団体への支援 ・ 地域子育て支援体制の強化
	2 若者と子育て世帯に選ばれる環境の整備	・ 子育て・教育で選ばれるまちづくり ・ こどもと若者の安心・安全の確保
	3 こどもと若者と子育て世帯に選ばれる環境の整備	

8 こども・若者・子育て当事者等への意見聴取(こども基本法第11条)

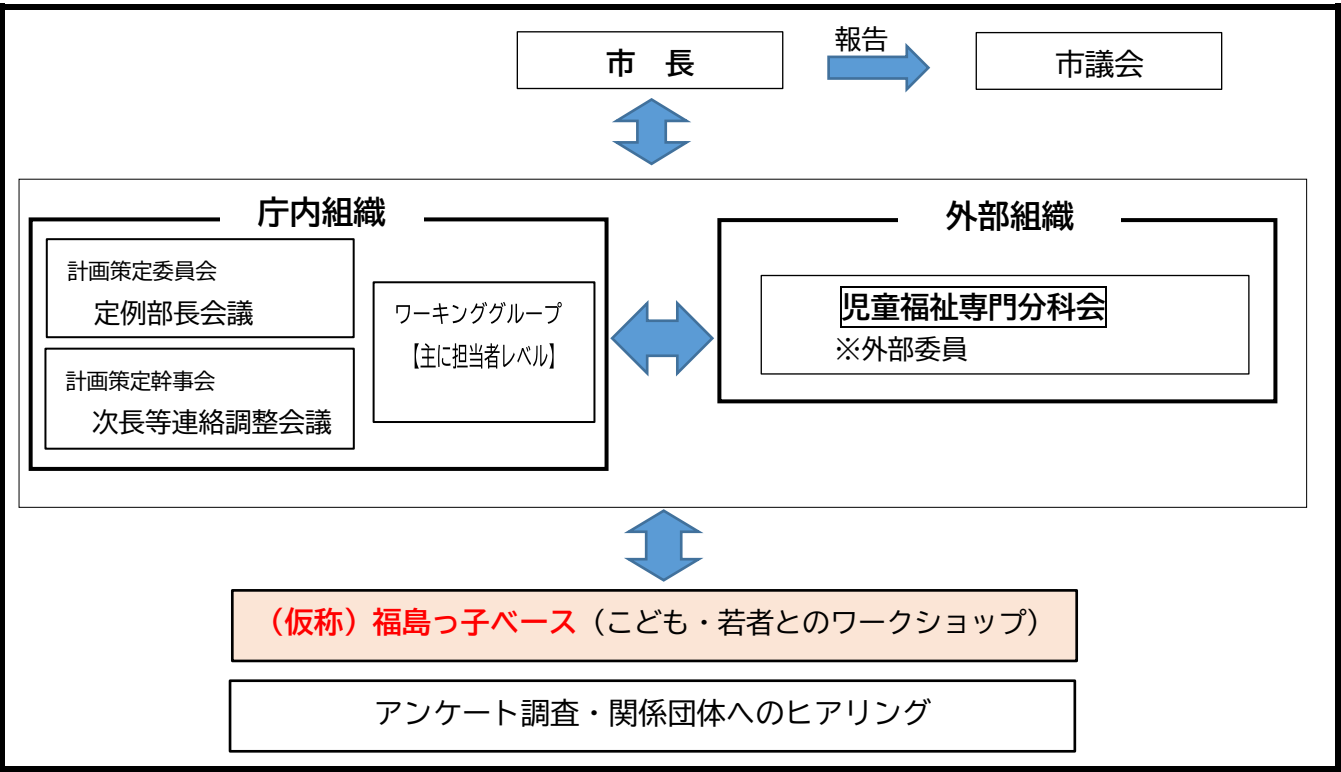
●アンケート調査(未就学児及び小中学生の保護者、小中高校生、若者)

調査内容	調査対象者	件数	抽出方法
幼児教育・保育ニーズ調査	未就学児の保護者（ひとり親・障がい児含む）	2,000	無作為抽出
	小学生の保護者（ひとり親・障がい児含む）	2,000	学校単位
生活実態調査	小学5年生の保護者	2,000 （※対象者すべて）	学校単位
	小学5年生		
	中学2年生の保護者	2,000 （※対象者すべて）	
	中学2年生		
	高校生～30歳未満	1,000	無作為抽出

●こども・若者とのワークショップの開催(中高生、大学生、社会人)

●関係団体へのヒアリングの実施(学び育つ施設、地域の事業者、地域の人)

9 (仮称)福島市こども計画策定体系図



10 策定スケジュール

時期		策定事務			児童福祉専門分科会
		全体	アンケート	こども・若者意見聴取	
令和5年度	2月	□骨子作成			○第2回分科会 ・概要説明
	4月		・アンケート作成		
令和6年度	5月		・アンケート調査実施 (～6月上旬締切)	○5回程度開催予定 (仮称)福島っ子ベース	○第1回分科会 ・アンケート原案協議
	6月				
	7月		・アンケート集計、分析		
	8月		・アンケート報告書		○第2回分科会 ・アンケート集計状況報告 ・素案協議
	9月				
	10月				○第3回分科会 ・素案協議
	11月				○第4回分科会 ・素案協議
	12月	□素案作成 ・パブリックコメント実施(12月)			
	1月	・結果公表(ホームページ)			○第5回分科会 ・パブリックコメント結果 ・原案協議
	2月	□原案作成			
	3月	・議会報告			○第6回分科会 ・原案報告

(仮称) 福島市子ども計画策定に向けたイメージ

